三　保険契約の移転後において、次のイからニまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからニまでに定める準備金が適正に積み立てられることが見込まれること。

イ　認可特定保険業者　契約者配当準備金

ロ　保険会社　保険業法施行規則第六十四条第一項の契約者配当準備金

ハ　外国保険会社等　保険業法施行規則第百四十六条第一項の契約者配当準備金

ニ　少額短期保険業者　保険業法施行規則第二百十一条の四十二第一項の契約者配当準備金

四　保険契約の移転後において、移転先会社（認可特定保険業者を除く。）の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。

2　移転先会社の行政機関は、前条第二項第十五号の書面を作成するときは、前項各号に掲げる事項に配慮するものとする。

第七十三条第一号中「から第四項まで」を「から第三項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令第七十一条の二の規定は、この命令の施行後にされる保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第十一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十七条第一項の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転について適用し、この命令の施行前にされた同項の規定による公告又は通知に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

省　令

○財務省令第七号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第三十七号㈤の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日　　財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「委託」の下に「又は再委託」を加え、「こととされる」を「ものに係る」に改め、同条中「別表第一第三十七号㈣」を「別表第一第三十七号㈤」に改め、「定める委託」の下に「又は再委託」を、「行われる委託」の下に「又は再委託」を加え、「期限付委託等」を「期限付委託等」に改め、「からの委託」の下に「又は再委託」を加える。

附　則

この省令は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第十六号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行に伴い、保険業法施行規則第百五条の六第四項の規定に基づく金融庁長官が定める会社分割により保険契約を承継させる場合の認可の申請の書面の様式並びにその記入及び算出の方法（平成十三年金融庁告示第十八号）の一部を次のように改正し、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月二十六日）から適用する。

平成二十五年三月二十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中「保険業法施行規則（」の下に「以下この条及び」を加え、「同号イ」を「同号ロ⑴」に、「同号ロ」を「同号ロ⑵及びハ⑵」に、「算出方法」を「算定の適切性」に、「同号ハ」を「同号ハ⑴」に改める。

様式第一号の表中「契約者配当準備均等」を「契約者配当準備金等」に改め、同表備考2中「分割対象契約及び分割対象契約以外」を「会社分割前及び会社分割後」に改める。

様式第二号の表中「契約者配当準備均等」を「契約者配当準備金等」に改め、同表備考を次のように改める。

備考1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2　表の上部に規則第百五条の六第一項第六号に規定する分割会社等及び承継会社の分割対象契約の区別を明示すること。

様式第三号の表中「契約者配当準備均等」を「契約者配当準備金等」に改め、同表備考を次のように改める。

備考1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2　表の上部に会社分割前及び会社分割後の保険契約の区別を明示すること。

○国土交通省告示第二百六十七号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年三月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

表一般会計の項公共交通等安全対策費の項の次に次のように加える。

総合的物流体系整備推進費	広域物資拠点施設整備費補助金

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十四年度予算に係る補助金等から適用する。

○国土交通省告示第二百六十八号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十五年三月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

別表補助金等の名称欄中「鉄道施設総合安全対策事業費補助」の次に「広域物資拠点施設整備費補助金」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十四年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

○国土交通省告示第二百六十九号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令（平成五年政令第二百五十五号）第二条第一号及び第二号並びに公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第一号の規定に基づき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行令第二条第一号及び第二号に規定する国土交通大臣が定める算定の方法及び公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏